

官報

号外 昭和三十二年五月十六日

○第一二十六回 衆議院会議録第四十二号

昭和三十二年五月十六日(木曜日)

昭和三十二年五月十六日

午後一時 本会議

● 本日の会議に付した案件
國家公安委員会委員任命につき同
意を求めるの件

岸内閣総理大臣のアジア諸国及び
アメリカ合衆国訪問についての
発言及びこれに対する質疑

南方同胞援護会法案(床次徳二君
外四名提出)

トランプ類税法案(内閣提出)
準備預金制度に関する法律案(内
閣提出)

医師国家試験予備試験及び歯科医
師国家試験予備試験の受験資格
の特例に関する法律案(野澤清
人君外八名提出)

宅地建物取引業法の一部を改正す
る法律案(瀬戸山三男君外七名
提出)

農業又は水産に係る産業教育に從
事する国立及び公立の高等学校
の教員に対する産業教育手当の
支給に関する法律案(赤城宗徳
君外七名提出)

教育職員免許法施行法の一部を改
正する法律案(永山忠則君外八
名提出)

盲学校、聾学校及び養護学校の幼
稚部及び高等部における学校給
食に関する法律案(参議院提
出)

公立学校の学校医の公務災害補償
に関する法律案(参議院提出)

○議長(益谷秀次君) これより会議を
開きます。

國家公安委員会委員任命につき同
意を求めるの件

○議長(益谷秀次君) お諮りいたしま
す。内閣から、國家公安委員会委員に
高野弦雄君を任命したいので、警察法
第七条第一項の規定により本院の同意
を得たいとの申し出があります。右申
し出の通り同意を与えるに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって、同意を与えるに決し
ました。

アジア諸国及びアメリカ合衆国訪
問についての岸国務大臣の発言

○議長(益谷秀次君) 内閣総理大臣か
らアジア諸国及びアメリカ合衆国訪問
について発言を認められております。
これを許します。内閣総理大臣岸信介
君。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇〕

○國務大臣(岸信介君) 私は、來たる
五月二十日東京を出発、ビルマ、イン
ド、パキスタン、セイロン、タイ、中
華民国の諸国を歴訪し、六月四日帰國
の後、さらに六月十六日東京出発、七

月一日帰国の予定をもつて米国を訪問

することとなりましたが、これら諸国を
歴訪の途につくに当たりまして、本日こ
こに所懐の一端を申し述べたいと存じ
ます。(拍手)

私は、かねてより東南アジア諸国を
訪問したい強い希望を抱いていたの
であります。それは、アジアに対し
深い関心と共感を持つつており、アジア
諸国との友好関係の増進強化を念願し
ているからにはならないのであります
(拍手) わが国は、アジアの一国と
して、アジア諸国とは地理的、歴史
的、文化的に深いつながりを持つてお
り、アジアの繁栄と平和なくしては、
わが国の繁栄は望み得ないのであります
。さきに、当国会の壁頭、施政方針
演説で申し述べました通り、アジア諸
国との善隣友好関係の確立は政府の外
交方針の基調とするところであつて、
まことに、

東南アジアの地域は、今や独立を達
成して十有余の独立国となり、困難な
国際情勢のもとにあって、幾多の障害
を排しつつ、それぞれ、政治的に、經
済的に、独立の完成と国民生活の近代
化に向つて非常な熱意を持つて邁進し
てゐるのであります。これらの建設が
進むことは、アジアの自由と安定、ひ
いて世界の平和と人類の繁栄をもたら
すものであります。私はこれら諸国
の建設がすみやかに完成されることを
念願するものであります。アジア諸国
は、一昨年のバッドン会議により、世
界の平和維持のために大きな貢献をな
したのであります。国際社会において
ても、アジア諸国の発言は著しくその
力を増すに至りました。今日、国際政
治の分野において、アジア諸国は重要

なる要素であるとともに、世界平和の
維持促進の上にきわめて大きい使命を

持つに至ったのであります。わが国
は、今後ますますアジア諸国と協力
し、世界の繁栄と平和に貢献したいと
存するものであります。(拍手)

多年の念願たる独立をかち得たアジ
ア諸国が当面している最大の問題は、
いかにしてその政治的独立に經濟的裏
づけをするかということであります。
これらの諸国は、各国とも、産業開發計
画を立て、その実施に鋭意努力をい
たしているのですが、産業開發に
は多額の資金と技術を必要とし、これ
らが十分でないことが躊躇となつて
いる現状であります。わが国としては、ア
ジア諸国との経済建設には深い理解と同
情の念を有するものであります。あら
ゆる面からこれら諸国との経済開発に大
いに協力したいと考えます。(拍手) ア
ジア諸国との経済開発が促進されること
は、とりもなおさず、アジア諸国間の
通商を促進し、アジア全体の経済發展
をもたらすのみならず、世界経済の發
展に寄与するところが大きいのであり
ます。

私は、今回アジア諸国首脳者と親
しく会つて、これら諸国が戰後苦難の
道を歩みつつあつたわが国に対し終始
与えられた好意と支援、特にわが国との
国連加入についての支持に対しまし
て深厚の謝意を伝えたいと思います
と同時に、アジア人としての立場に即
して、わが国とこれら諸国との親善友
好関係の増進、經濟協力、文化提携の
促進について話し合い、アジアの興隆
と世界の平和について願意なき所信の
交換を行い、わが国今後のアジア外交

の積極的な展開に資したいと考えでございます。(拍手)

なお、今回の旅行はきわめて短時日をもつてする関係上、アジア諸国全部を訪問することができないのはまことに不本意であります。私としては、訪米後なるべく早く他の諸国の訪問を実現する機会を得たいと考えであります。

次に、米国訪問につきまして申し述べたいと思います。

自由民主主義を堅持せんとする日本が、志を同じくする他の自由民主主義

諸国と協調を保ちつつ世界平和の増進に努めることを外交の基調とすべきことは、申すまでもないところであります。私は、アジアの一国である日本にて重大なる関心を有する米国との協力関係が重要であると信ずるものであります。(拍手)

米国との協力関係を維持増進すること

り日本が独立を回復して以来、歴代の内閣が踏襲してきた一貫した外交政策であり、また、現内閣においても、この基本方針にいささかも變るところはないのであります。しかしながら、日本

が昨年ソ連との国交を回復し、さら

に国連に加盟して、完全なる国際社会の一員として、眞の独立国としての立場を主張せんとする日本としては、みずからもの

の関係もおのずから新たな段階に入つたと申さなければなりません。(拍手)

私の今回の訪米は、このよくなれた段階に即し、あらためて、今後の日米関係のあり方について、米国政府の最高首脳者と直々な話し合いをなさんとするものにはかなりません。今後の

当つては、現在の国際情勢と今後の動向についての認識を一にすることがぜひとも必要であることは、申すまでもないところであります。

私は、また、米国政府の首脳者に対して、戦争の防止と世界平和の維持に対する日本国民の強い希望を理解せしめると同時に、日米の協力関係を増進するためには両国間に真の相互信頼関係を築くことが欠くべからざるものであることを強調する所存であります。

(拍手)また、このような相互信頼関係を確立するためには、両国が基本的にいかなる政策をとるべきであるかについて、腹蔵ない意見の交換を行いたいと考えている次第であります。私は、米国が究極的目的とするところは世界の平和と安全の維持であり、また、眞の独立国としての日本との協力関係を増進することが米国の念願であることを信ずるがゆえに、両国間には基本的に何等の利害の対立はないと言ふべきであると信ずるものであります。

米国との協力関係を維持増進すること

り日本が独立を回復して以来、歴代の内閣が踏襲してきた一貫した外交政策

であり、また、現内閣においても、この基本方針にいささかも變るところはないのであります。しかしながら、日本

が昨年ソ連との国交を回復し、さら

に国連に加盟して、完全なる国際社会の一員として、眞の独立国としての立場を主張せんとする日本としては、みずからもの

の関係もおのずから新たな段階に入つたと申さなければなりません。(拍手)

私の今回の訪米は、このよくなれた段階に即し、あらためて、今後の日米関係のあり方について、米国政府の最高首脳者と直々な話し合いをなさんとするものにはかなりません。今後の

な段階に入ったと申したのも、まさにその意味にはかならないのです。

私の今回の訪米は、具体的問題についての交渉を意味するものでもなければ、また、日米間の懸案をこの際一挙に解決することを目的とするものでもないことは、申すまでもないところであります。(拍手)日米の協力関係は、

今後の国際情勢の推移とも関連し、絶えず発展すべきものである以上、一回の会談においてすべてが解決すると考

えること自体が誤りであると考える

のであります。しかしながら、基本的

に解決すべきものである以上、一回の会談においてすべてが解決すると考

いて認識を深めることは、きわめて有意義であると思うのであります。

(拍手)特に、わが党が主張したことの二つのグループは微妙な対立を見せておりわれております。この傾向は決

して好ましいものというわけには参りません。何となれば、東南アジアはも

ちろん、アジア、アラブの諸国においては、それそれ異なる歴史と条件があ

るにいたしましても、共通の問題が数多く存在いたしているからであります。

緊張を緩和し、平和を確立するこ

とににおいても、植民地主義を排撃し、

統治や選舉自當の海外旅行や參觀交代

に似た屈辱旅行は、いかなる意味にお

いても相手の尊敬を受けることはあり得ないからであります。(拍手)また、

今日のアジア情勢を観察するときに、

債務問題や經濟提携等を以て重大な関係のあるインドネシアやフィリピンを除外し、この際に台湾を訪問す

ることが果して妥当であるかどうかに疑いを持たんとするものであります。

(拍手)何となれば、日本と中華人民共和国との国交回復問題は、わが国当面の重大課題であります。目下の中

國と台湾との関係は、一つには、中國の第三次国共合作の呼びかけがあり、一つには、アメリカの台湾への誘導彈の持ち込み、第七艦隊の原子兵器による裝備等によって、きわめて重要な微妙な関係にあり、新たな緊張さえ看取されるのであります。従つて、今日、岸総理の日程について、岸総理は再考を要するものと考えるのであります。(拍手)

私の第一の質問は、東南アジアの問題についてであります。東南アジアは

SEA TOグループとAAグループとの二つに分かれているといわれております。(拍手)

岸総理がこのたび進んで海外を旅行

し、それら諸国の人々や指導者と友好関係を増進し、重要な外交問題について意見を交換し、さらに国際情勢につ

す。過般パンコックで開かれたエカフエの第十三回総会においても、中共の参

加問題や総会の主導権をめぐって、こ

れを確立し、極東の平和に積極的に貢献

するようになつた」と広言させました

が、ダレスは、この理事会で、SEA

TOに軍事的筋金を通し、ハンガリー事件等を契機としてアジア諸国に起きたソ連、中共に対する不信感を逆

用して、SEA TOの拡大強化をはかりとしたのであります。朝鮮と同様に台湾を中国から引き離し、台湾に原

子兵器や誘導弾を持ち込んでいるアメ

リカの政策も、南北ベトナムの統一

（拍手）
をおくらしているやり方も、また
キスタンをバゲダッド条約に参加せし
めて、これに軍事的な援助を与え、シ
ミール問題を中心として対立してこ
るインドとバキスタンとの対立を激化
せしめておるといいやう方も、すべ
アジアを二つに引きやすく政策である
とは共通いたしておるのであります。

日本の保守党が從来とつてきた政策は、遺憾ながら、このアジアの分裂を助け、そのお先釋をかつぐ割殺を果すことは、断じて承認せられぬことと思うのであります。(拍手)たとえば、南北朝鮮の統一を妨げる対韓国の外在化について見ても、一千万足らずの台湾人を承認し、六億の中国を退け、ヨーロッパ、チノコムのきびしい禁輸政策をとっていることもその好例であります。(拍手)数億に上るアメリカの域外調査は、一見日本経済に好結果をもたらしてゐるかに見えるが、事実は、アメリカのアジアに対するひもつき經濟援助や軍事援助に結合し、アメリカの野望とそのアジアの分裂政策を助ける政策以外の何ものでもないのです。(拍手)

吉田元首相は、渡米の際、アメリカの資本、日本の技術、東南アジアの労力と資源、これを結びつけた東南アジアの開発方式を提唱いたしました。岸総理もまたこの政策を踏襲するかに見えるのであります。岸総理は、所信明において、経済協力を推進するとともに、アジア問題はアジア各国とともに解決するとが言されました。従来からこのアメリカ資本のすでに隠れてアーバン化への進出をはかるがごとき帝國主義的政策を一擧しない限り、私はその中

現を見るることは困難であると思うのであります。(拍手)また、アジアを分裂せしめる政策を完全に改めない限り、アジアの平和やアジアのかけ橋を口にする資格は断じてないと思うのであります。(拍手)私は、これらの問題について、岸総理の所見を伺いたいのであります。

た歴代の保守党内閣の施政外交の結果でもあります。(拍手)

うに、すみやかに兩國政府間ににおいては、交渉が開始されねばならない段階に至ったと確認し合つたのは、当然のことといふにいわなければなりません。（拍手）岸田総理がこの日中の国交回復に対していかなる考え方を持つて旅せられるか、ここに明白に答弁を要するものであります。（拍手）もし、総理が、國際情勢を口実として、まだその時期でないといふ

台湾は中国の内政問題であるとの基本的態度を表明いたしました。(拍手)このことは重要な意味を持つておるのであります。一つは、台湾を中国から引き離し、台湾を国連の信託統治にするか、またはこれを独立せしめようとする国際的な陰謀を粉碎せんとしたからであります。(拍手)このことは、日本人の中国人民に対する唯一の義務であ

の成果はすでに共同ヨミニケを通じて発表するとともに、重要な問題については岸総理自体に対しても報告いたしたところあります。

日本中の国交回復において特に重要な問題は、無条件講和が可能であるという点であります。すなわち、安保条約はソ連、中国を仮想敵国とした軍事同盟にかかわらず、これが解消は講和条約の前提ではないということが明らかになりました。また、もし安保条約と同時に中ソ友好同盟条約も解消され、さらに、不可侵条約あるいは米ソを含む極東または太平洋地域の集団的平和保障体制を確立する用意のあることが明らかになりました。特にこの際指摘したいことは、賠償等の諸懸案は友好的に解決されることに意見の一一致を見たことであると、ソミュニケの中では、「長期かつ積極的な協力関係を樹立すること、諸懸案を友好的に解決せしめる基礎であるとの意見の一一致を見た」と明記してあります。賠償に対する中国の態度が、終戦以来ここに初めて表明されたのであります。

これによつて、日本中の国交回復は無条件で解決されるとの中国の態度が明らかにされました。(拍手)われわれが、日中の国交が全面的に回復するよ

説明されるならば、何ゆえにイギリスやインドやビルマ等の多くの自由主義国家でも中華人民共和国を承認しておるかを説明願いたいのです。(拍手)また、敗戦国日本が独立国として十二カ年も中国と戦争状態を終結得ない理由は一体どこにあるでありますか。平和を回復する当然の権利が不当にアメリカに圧迫されておるのではないか。私はこれを岸総理は明らかにします。必要があると思うのであります。

ひつきよら、掘り下げて考えてみると、吉田内閣によつて台湾を承認し、これと講和を結んだことが、日本の外交歴史における一大失策であると考えられるものであります。(拍手)また、がんじがらめにあって、対米屈辱から一歩もののがれることのできない現保守党内閣の外交そのものによるものといわなければなりません。(拍手)この責任は誰にあります。

すべて保守政権が負うべきものである。石橋前総理は、日中の国交正常化に熱意を示されたのに見えました。岸総理は、このたびの渡米に当つて、当然中國問題はその議論のアイテムにならぬに違ひない。私は総理の所見を聞きたいのであります。

共同コミュニケにおいてさらに重要なことは、われわれ社会党は、二つの中国を認めず、中国は一つであつて、

ると思うのであります。アシアの平和をもたらす基本的条件であると確信するからであります。(拍手)また、台湾と中国との関係は、あくまでも内政問題であつて、いかなる理由、いかな手段にせよ、外国がこれに干渉することは、国際秩序を乱す、許すべからざる侵略行為であると確信いたすからであります。(拍手)

台湾は中国の内政問題であるとの基本的態度を表明いたしました。(拍手)このことは重要な意味を持つておるのであります。一つは、台湾を中国から引き離し、台湾を国連の信託統治にするか、またはこれを独立せしめようとする国際的な陰謀を粉碎せんとしたからであります。(拍手)このことは、日本人の中国人民に対する唯一の義務であ

題の解決については、あくまでもジエネーヴにおける米中会談を続行し、これを通じて平和的な解決をはかるべきことを要請すべきであると確信いたたであります。(拍手)岸総理はこの問題に対する用意があるかどうか、私は所見を承わりたいのであります。

最後に、安保条約並びに行政協定の改廃と、日本の完全独立の方策について、総理の基本的な態度をたただしたいのであります。

あります。その目的は、M.S.A. 援助受け入れを前提とする日本の防衛計画についての話し合いであったと思うのであります。次いで、二十九年十一月には、吉田総理自身でアメリカを訪問いたしました。その目的は、日米間の関係を強化するといった抽象的なものであって、ただアメリカの資本と提携して東南アジア開発をはかるといった間違った具体的提案をなされたにすぎませんでした。そして、最も記憶に新たなところは、一昨年夏、岸幹事長みずからも参加した通り、重光・ダレス会談が持たれたのであります。そのときの声明は、「日本は自国防衛の第一次的責任を受け、そして西太平洋の安全保障に寄与する」というものであります。この声明は、日本の海外派兵に触れるものとして、内外に重大なるセンセーションを巻き起したのであります。(拍手)

これらの過去の経験に明らかなるごく、歴代内閣のアメリカ訪問は、あるものは無意味に終り、あるものは重大な失敗を繰り返しておるのであります。その最大の理由には、アメリカが、やけによつて政権の維持、強化をとらつた歴代内閣のいやしい態度を指摘せざるを得ません。(拍手)そして、さらに重大なことは、日本の完全独立を阻害し、従属化しておるところの安田条約並びに行政協定の改廃に対する申請の確な見通しと、これに對する準備のなれておつたことを指摘せざるを得ないのです。(拍手)岸総理は、今度は、会において、これら兩条約の改廃の意義あることを明らかにされました。(本題)た、対等な形で日米関係を調整すると言われたのであります。しかしながら、安保、行政両条約改廃の基本的構想は何ら表明せられていないのです。(拍手)たゞばく然と話し合うが圖あることとを明らかにされました。(本題)た、対等な形で日米関係を調整すると言われたのであります。しかしながら、日本側のしつかりとした構想を持つて話し合ひ段階にあると私は確信いたなのです。しからざれば、渡米が無意味に終るばかりでなく、重光・ダレス会談のごとく重大な失敗となり、改廃どころか、かえつて抜くべからざる安保条約の泥沼に引き込まれるであろうことは、今日懸念されることがあります。(拍手)

合衆国訪問についての岸国務大臣の発言
締結か、SEATO協定参加への、最も好ましからざる方向に進むことともまた明白であります。(拍手)このことは、とりもなおさず、安保、行政兩条約の改廃ではなくて、むしろ、その体制に強化され、日本の独立と平和を脅かす結果になると指摘せざるを得ません。(拍手)岸總理は、両条約の改廃の問題と、この双務制の問題の起きたレンマをいかに解決せんとするのかを明白にせられたいのであります。

に対する勝間田清一君の質疑

ことは不可である、日程を変える意思はないかということになりますが、私が先ほどの所信の声明のうちにも申しておりますように、さらに、私は、今回訪問しない東南アジア諸国に対しましても、なるべく早い時期にこれを訪問する意図でございます。インドネシア及びフィリピンを今回たずねることのできないということは、私も遺憾でありますけれども、日程の関係上やむを得なかつたのでござります。従いまして、私は、今日、日程を再考し、これを変更する意思は持つております。

アジアの現状を分析して、アジアが二分した形になつておるということをお話しになりまして、そのことは非常

に遺憾であるという御意見でございま
す。私も、全く、アジアの現状を見まし
て、そういうふうな「分した」ような傾

向にあることは、アジアのために非常に遺憾と考えるものであります。その点におきましては、秀吉田畠と全然意

見を同じくするものであります。た
だ、その原因が、もっぱらアメリカの

この東南アジア政策がこれを二分せしめておる唯一の原因であるという判断に対しましては、私は遺憾ながら意見

を異にするものであります。（拍手）と申しますのは、今日、国際の情勢が、東西両陣営といわれ、アメリカとソ連

を中心として二つの勢力が対立関係にあることは、私は、世界の大きな大勢

であつて、これまた非常に遺憾とするところがありますが、現実であります。しこうして、この両勢力がアジア

においても相対立し、拮抗しておると
いうことは、世界の現状からきておる
ものであります。これら東南アジア

(官報号外)		(法人格)
第二条 南方同胞援護会(以下「援護会」といふ。)は、法人とする。		(事務所)
第三条 援護会は、主たる事務所を東京都に置く。		(民法の準用)
2 援護会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。		第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、援護会に準用する。
第四条 援護会は、定款で次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。		第二章 役員及び職員
一 目的		(役員)
二 名称		第九条 援護会に、役員として、会長以外を置く。
三 事務所の所在地		(役員の職務及び権限)
四 役員に関する事項		第十条 会長は、援護会を代表し、人、理事十五人以内及び監事二人以内を置く。
五 評議員会及び評議員に関する事項		2 副会長は、援護会を代表し、会長一人、副会長一人、専務理事一人、理事十五人以内及び監事二人以内を置く。
六 業務及びその執行に関する事項		3 副会長は、定款で定めるところにより、援護会を代表し、会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。
七 資産に関する事項		4 専務理事は、定款で定めるところにより、援護会を代表し、会長及び副会長を補佐して援護会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは会長の職務を代理し、会長及び副会長がともに事故があるときは会長の職務を行なう。
八 会計に関する事項		5 会計は、会長、副会長及び専務理事を補佐して援護会の業務を掌理し、会長及び副会長がともに事故があるときは会長の職務を代理し、会長、副会長及び専務理事がともに欠員のときは会長の職務を行なう。
九 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。		(登記)
第十一条 援護会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。		第五条 援護会は、定款で定めたところにより登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。
第十二条 援護会でない者は、南方同胞援護会といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。		(登記)
第十三条 援護会は、定款で定めたところにより登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。		(評議員会の会議)
第十四条 民法第五十四条(理事の代表権の制限)の規定は、援護会に準用する。		第十六条 援護会に評議員会を置く。
第十五条 援護会の役員及び職員(常時勤務して一定の報酬を受けた職員であつて、二月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいふ)は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、は、法令により公務に從事する職員とみなす。		第三章 評議員会
第十六条 援護会は、定款で定めたところにより登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。		(評議員会の運営)
第十七条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならぬ。		第十七条 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならぬ。
第十八条 評議員会は、援護会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。		第十八条 評議員会は、援護会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
第十九条 評議員会は、会長が召集する。		第十九条 評議員会は、会長が召集する。
第二十条 評議員会は、三分の一以上の会員は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。		(事業年度)
第二十一条 援護会の事業年度は、毎年四月一日に始り、翌年三月三十日に終る。		第二十一条 援護会の事業年度は、毎年四月一日に始り、翌年三月三十日に終る。
第二十二条 援護会は、毎事業年度、事業計画及び収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。		(事業計画及び予算)

六ノ九ノ三 南方同胞援護会が其ノ業務ニ関シテ発スル証書、帳簿

15 所得税法(昭和二十二年法律第

二十七号)の一部を次のように改

正する。

第三条第一項第十号中「損害保

険料率算出団体」の下に「南方同

胞援護会」を加える。

16 法人税法(昭和二十二年法律第

二十八号)の一部を次のように改

正する。

第五条第一項第六号中「損害保

険料率算出団体」の下に「南方同

胞援護会」を加える。

17 地方税法(昭和二十五年法律第

二百二十六号)の一部を次によ

うに改正する。

第七十二条の五第一項第六号中

「損害保険料率算出団体」の下に

「南方同胞援護会」を加える。

[報告書は会議録追録に掲載]

○山本正一君登壇】
した床次徳二君外四名の提出にかかる

南方同胞援護会法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を

御報告申し上げます。

本案は、沖縄や小笠原諸島の現状に

かんがみ、それら地域の諸問題の解

決の促進をはかるため必要な調査研究

及び啓蒙宣伝を行い、かつ、それら

地域の同胞に対して各種の援護を行

なつておる財團法人南方同胞援護会を特殊法人といいたし、法律に規定しよ

うるものであります。

すなわち、同会に対する政府の監督

を強化し、同会の行う事業を憲法八十

動議を提出いたしました。

準備預金制度に関する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急

第一項 第一章 総則

第一条 トランプ類には、この法律により、トランプ類税を課する。

第二条 (トランプ類の定義及び区分)
この法律において「トラン

おもなる点は次の通りであります。第一は、同会の目的、業務についてはおむね現在のものを取り入れ、会長、監事及び評議員は内閣総理大臣が任命することとしたし、第二は、監督官庁としての内閣総理大臣は、必要があると認めたときは同会の業務または会計の状況を検査し、また業務上において法令や行政处分または定款に違反したときは必要な是正措置を命ずる等の監督権を行得ることといたし、第三

は、国は、この会に補助金を支出し、その他財政的援助をすることができるときとともに、それに伴う必要な監督の権限を持つことといたしたこと

であります。本案は、五月十五日当委員会に付託され、本日提案者の説明を聞き、引き続いて質疑を行い、討論を省き、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決することに決定をいたしました。

2 トランプ類が保税地域において供する時に当該トランプ類をその用に供する者がその用に供する時に当該トランプ類をその用に供する場合に、その用に供する者

の際、内閣提出、トランプ類税法案、準備預金制度に関する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求めるようにしようとするもので、そのものについても政府の補助金を支出できるようになります。第一は、同会の目的、業務についてはおむね現在のものを取り入れ、会長、監督官庁としての内閣総理大臣が任命されることといたし、第二は、監督官庁としての内閣総理大臣は、必要があると認めたときは同会の業務または会計の状況を検査し、また業務上において法令や行政处分または定款に違反したときは必要な是正措置を命ずる等の監督権を行得ることといたし、第三は、国は、この会に補助金を支出し、その他財政的援助をすることができるときとともに、それに伴う必要な監督の権限を持つことといたしたこと

であります。本案は、五月十五日当委員会に付託され、本日提案者の説明を聞き、引き続いて質疑を行い、討論を省き、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決することに決定をいたしました。

2 トランプ類を保税地域(關稅法)において供する際に当該トランプ類をその用に供する者

4 トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であった場所に現存するときは、当該トランプ類については、なおその場所をトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

(トランプ類等とみなす場合)

第七条 トランプ類の製造工程中の未完成品で、次に掲げる物に該当するものは、トランプ類とみなして、この法律を適用する。

一 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするカード状の物(切断することによりカード状となる物を含む)で、トランプ類の文字、図形又は記号の着色又は印刷を施したもの

二 前号に掲げる物以外の物で、トランプ類の文字、図形又は記号の影刻、着色又は印刷を施したもの(当該影刻、着色又は印刷を施すため成型されたものその他政令で定める状態にあるものと含む)。

トランプ類の製造場から移出さる時においてトランプ類としての用途に供することができないトランプ類については、トランプ類の区分数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

3 トランプ類の製造場から移出されたトランプ類又は保稅地域から引き取られる時においてトランプ類としての用途に供することができないトランプ類をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

4 トランプ類の製造者(法人を除く)のうち、自己又は同居の親族の用に供するトランプ類のみを製造するものには、当該トランプ類については、この法律を適用する。

(適用除外)

第八条 トランプ類の製造者(法人を除く)のうち、自己又は同居の親族の用に供するトランプ類のみを製造するものには、当該トランプ類については、この法律を適用しない。

2 見本の用に供されるトランプ類その他の法令で定めるトランプ類を製造するものには、当該トランプ類について納付すべきトランプ類税の税額は、前条の規定にかかわらず、トランプ類に規定する税率を、トランプ類の区分に応じ、政令で定めたものについては、この法律(第六条第一項及び第二項、前条、第六条第三十三条、第三十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く)を適用しない。

第二章 税率

(税率)

第九条 トランプ類税の税率は、トランプ類の区分に応じ、一組につき、次に掲げる金額とする。

一 まあじやん

第一種 六千円

第二種 四千円

第三種 千円

二 第二条第二号から第六号までに掲げるトランプ類 六十円

3 一組のトランプ類で、これを切断することにより二組以上のトランプ類とすることができるものに掲げるトランプ類とみなす。

一組のトランプ類で、これを一切断することにより二組以上のトランプ類とすることができるものに掲げるトランプ類税をもつて、当該トランプ類の合計額をもつて、当該トランプ類の税率とする。

(税額算定の特例)

第十一条 トランプ類の製造者は、毎月その製造場から移出したトランプ類(当該移出につき第十五条第一項又は第十六条第一項の規定の適用を受けたトランプ類を除く)の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

十二条 トランプ類を保稅地域から引き取るトランプ類に係るトランプ類税は、税務署長が、その移出

した月の翌月末日を納期限として徴収する。

十三条 トランプ類の製造場から移出したトランプ類に係るトランプ類税は、税務署長が、その移出

した月の翌月末日を納期限として徴収する。

十四条 税務署長又は税關長は、政令で定めるところによりトランプ類税の税額に相当する担保が提供された場合には、一月以内、その徵收猶予

の徵收猶予することができる。

十五条 税務署長及び未納税引取

第六章 税務署長又は税關長は、税務署長が、その申告書に記載されたトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他の政令で定める事項を記載した申告書をそ

の保稅地域の所在地の所轄税關長に提出しなければならない。

十七条 第二条の規定による申告書の提出があった場合において、当該申告書に記載されたトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他の政令で定める事項が税務署長若しくは税關長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を

提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税關長は、その調査によつて当該トラン

プ類の区分及び区分ごとの組数その他の政令で定める事項を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

(納期)

二 トランプ類の製造者がトランプ類を保稅地域から自己のトランプ類の蔵置場へ移出する場合

三 その他政令で定める場合

四 トランプ類の製造者がトラン

プ類をトランプ類の蔵置場又は自己のトランプ類の蔵置場へ移出する場合

五 トランプ類の製造者がトラン

プ類を保稅地域から自己のトラン

プ類の蔵置場又は自己のトラン

プ類の蔵置場に引き取る場合

六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

二十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

三十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

四十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

五十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

六十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

七十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

八十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

九十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百二十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百三十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百四十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百五十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十二 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十三 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十四 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十五 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十六 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十七 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十八 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百六十九 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百七十 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百七十一 トランプ類の蔵置場に引き取る場合

一百七十二 トランプ類の蔵

先がランプ類の製造場でないと
きは、これをランプ類の製造場
とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、
又は引き取つたランプ類につい
て、第二項の規定により税務署長
又は税関長の指定した期限内に同

項に規定する証明書の提出がない
ときは、直ちにそのランプ類税
を徴収する。ただし、災害その他
やむを得ない事情により亡失した
ランプ類につき、政令で定める
手続により、当該税務署長又は税
關長の承認を受けた場合には、そ
のランプ類税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 ランプ類を輸出する目
的でランプ類の製造場から移出
し、又は保税地域から引き取らう
とする場合において、当該製造者
又は当該ランプ類を保税地域か
ら引き取らうとする者が、政令で
認を受けたときは、当該移出又は
引取に係るランプ類税を免除す
る。ただし、第四項又は第三十八
条第二項本文の規定の適用がある
場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税關長は、前項の
承認を与える場合には、政令で定
めるところにより、その承認の申
請者に対し、相当の期限を指定し
て、当該ランプ類が輸出された
ことを証する書類の提出を命じな
ければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第
二十七条第一項第二号の規定によ

り命ぜられた担保の提供をしない
場合には、税務署長又は税關長は、
その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、
又は引き取つたランプ類につい
て、第二項の規定により税務署長
又は税關長の指定した期限内に同

項に規定する証明書の提出がない
ときは、直ちにそのランプ類税
を徴収する。ただし、災害その他
やむを得ない事情により亡失した
ランプ類につき、政令で定める
手続により、当該税務署長又は税
關長の承認を受けた場合には、そ
のランプ類税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 ランプ類を輸出する目
的でランプ類の製造場から移出
し、又は保税地域から移出する目
的でランプ類の製造場から移出
し、又は保税地域から引き取らう
とする場合において、当該製造者
又は当該ランプ類を保税地域か
ら引き取らうとする者が、政令で
認を受けたときは、当該移出又は
引取に係るランプ類税を免除す
る。ただし、第四項又は第三十八
条第二項本文の規定の適用がある
場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税關長は、前項の
承認を与える場合には、政令で定
めるところにより、その承認の申
請者に対し、相当の期限を指定し
て、当該ランプ類が輸出された
ことを証する書類の提出を命じな
ければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第
二十七条第一項第二号の規定によ

(戻入れの場合のランプ類税の
控除等)

第十八条 ランプ類の製造者がそ
の製造場から移出したランプ類
を当該製造場に戻し入れた場合に
おいては、当該製造者が当該戻入れ
の月の翌月以降に徴収されるべき
税額から移出により徴収された
ランプ類税額から当該ランプ
類につき当該移出により徴収され
た、又は徴収されるべきランプ
類税額(利子税額及び延滞加算税
額を除くものとし、当該ランプ
類税額につきこの項又は次項の規
定による控除が行われている場合
には、その控除前の金額とする)に
相当する金額を控除する。

5 第一項の承認を受けてランプ
類をランプ類の製造場から移出
し、又は保税地域から引き取らう
とする場合において、当該製造者
又は当該ランプ類を保税地域か
ら引き取らうとする者が、政令で
認を受けたときは、当該移出又は
引取に係るランプ類税を免除す
る。ただし、その者が政令で定め
る手続によりその製造場の所在地
の所轄税務署長又はその保
税地域の所在地の所轄税關長の承
認を受けたときは、当該移出又は
引取に係るランプ類税を免除す
る。ただし、第四項又は第三十八
条第二項本文の規定の適用がある
場合には、この限りでない。

2 他のランプ類の製造場から移
出され、又は保税地域から引き取
られたランプ類をランプ類の
製造場に移入した場合(前項の規
定による控除を受けるべき場合を
除く)において、当該ランプ類
をその移入した製造場からさら
に移出するときは、当該移出に係る
ランプ類税額から、当該ラン
プ類につき当該他の製造場からの
移出又は保税地域からの引取によ
り徴収された、又は徴収されるべき
ランプ類税額(利子税額及び
延滞加算税額を除くものとし、当
該ランプ類税額につき前項又は
この項の規定による控除が行われ
ている場合には、その控除前の金
額とする)に相当する金額を控除
する。

3 第一項の場合において、ラン
プ類の製造の廃止その他の理由に
より、ランプ類を戻し入れた月
の翌月以降に徴収されるべきトラン
プ類である旨の表示

ランプ類税額がないとき、又は徴収
されるべきランプ類税額から控
除してなお不足額があるときは、
同項の規定により控除すべき金額
又は当該不足額を還付する。

4 ランプ類の製造者が第一項又
は第二項の規定による控除を受け
ようとする場合には、当該戻入れ
又は移入に係るランプ類の区分
及び区分ごとの組数を記載した書
類並びに当該ランプ類につき徵
收された、又は徴収されるべきト
ランプ類税額につき事実を証する
書類を提出するとともに、当該ト
ランプ類を提示して、当該戻入れ
又は移入に係る製造場の所在地の
所轄税務署長の確認を受けなけれ
ばならない。

5 第三項の規定による還付を受け
ようとする者は、前項の確認を受け
た後、同項の書類に準ずる書類
を添えて、当該戻入れに係る製造
場の所在地の所轄税務署長に還付
の申請をしなければならない。

6 税務署長は、第四項の規定によ
り付けてあるランプ類税証紙
は、当該ランプ類につき、次条
第一項の規定により施された包装
及び第二十条第一項の規定によ
り付けてあるランプ類税証紙
は第三項の規定により押された檢
印又は第三十五条の規定により押
された証印を破棄し、又はまつ消
しなければならない。

3 第一項の場合において、ラン
プ類の製造を施す義務等)

4 証紙の種類、様式及び形式は、
大蔵省令で定める。

(証紙の交付)

第二十一条 証紙は、政府が作成
し、税務署長又は税關長が、政令

ランプ類を保税地域から引き取
ろうとする者は、政令で定めると
ころにより、その製造場から移出
し、又はその保税地域から引き取
らかにしめるランプ類に、あらか
じめ包装を施さなければならな
い。

2 前項の規定により包装を施す場
合においては、当該製造者又は當
該ランプ類を保税地域から引き
取らうとする者は、当該包装にそ
の氏名又は名称その他政令で定め
る事項を記載しなければならな
い。

3 ランプ類の製造者は、毎月そ
の使用した証紙の種類及び枚数
を、第十一条第一項に規定する申
告書にあわせて記載して、申告し
なければならない。

4 証紙の種類、様式及び形式は、
大蔵省令で定める。

(証紙の交付)

第二十二条 証紙は、政府が作成
し、税務署長又は税關長が、政令

で定めるところにより、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者に交

卷之三

2 稅務署長又は税關長は、証紙を交付する場合には、特別の事情が

ある場合を除き、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域か

ら引き取ろうとする者がその時ま

でに納付しなければならないトランプ類税を完納したこと及びその

時までに使用していない証紙の枚

数を確めた上でなければ、これを交付してはならない。

3 稅務署長は、第二十七条第二項

の規定により担保の提供を命じた場合において、トランプ類の製造

場合において、上記二類の鑑定者に証紙を交付するときは、当該

製造者が担保を提供するまで、こ

れを交付しないことができる
(検印)

第二十二条 トランプ類の製造者又は販賣者並に輸入業者、又は輸出業者は、

はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、一時に多量の

トランプ類をその製造場から移出

し、又は保税地域から引き取ろうとする場合その他特別の事情があ

る場合において、政令で定める手

続によりその製造場の所在地の所
轄税務署長又はその保稅地域の所

在地の所轄税關長の承認を受けた

ときは、第二十条第一項の規定によらむ。

する認紙の付り付けに着手する。
ランプ類の包装に検印を受けるこ

それがやれる。

2 前条第一項又は第三項の規定は、前項の承認について準用する。

3 稅務署長又は税関長は、取締上特に必要があると認める場合に

昭和三十二年五月十六日 衆議院会議録第四十二号 トランプ類税法案外一案

は、第二十条第一項の規定による
証紙のはり付けに代えて、トラン
プ類の包装に検印を受けさせるこ
とができる。

4 検印の形式は、大蔵省令
で定める。

(証紙を消す義務)

第二十三条 第二十条第一項の規定
によりトランプ類の包装に証紙を
はり付ける場合においては、当該
製造者又は当該トランプ類を保税
地域から引き取らとする者は、
政令で定めるところにより、当該
包装と証紙の影えいにかけ、判明
に証紙を消さなければならぬ。

(証紙の譲渡制限等)

第二十四条 何人も、前条の規定に
より消されていない証紙を譲り渡
し、又は譲り受けはならない。
ただし、トランプ類の製造者又は
トランプ類を保税地域から引き取
らとする者が、その譲渡につ
き、政令で定める手続により、そ
の製造場の所在地の所轄税務署長
又はその保税地域の所在地の所轄
税關長の承認を受けた場合には、
この限りでない。

2 トランプ類の製造者又はトラン
プ類を保税地域から引き取る者
は、トランプ類の包装にはり付け
た証紙で第二十三条の規定により
消されたものを、さらに当該トラ
ンプ類以外のトランプ類の包装に
対するはり付けに使用してはなら
ない。

3 トランプ類の販売業者は、そ
の販売する目的で所持するトラン
プ類の包装にはり付けてある証紙を
はがしてはならない。

(包装を施す義務等を免除する場合)
第二十五条 次に掲げる場合に該当するときは、第十九条から第二十三条までの規定は、適用しない。
一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第十五条第一項又は第六条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合
二 前号に掲げる場合のほか、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第七条第二項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合
(未包装のトランプ類等の所持等の禁止)
第二十六条 トランプ類の販売業者は、次に掲げるトランプ類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けとはならない。
一 第十九条第一項の規定による
包装をしていないトランプ類
二 第二十条第一項の規定による
証紙のはり付け若しくは第二十一条第一項若しくは第三項の規定による検印又は第三十五条の規定による証印がないトランプ類
三 第二十三条の規定により消されていない証紙ははり付けてあるトランプ類
次に掲げるトランプ類についてあは、前項の規定は、適用しない。

一 第十七条に規定する包装及び表示をしたトランプ類
二 前条第二号に規定するトランプ類
三 古物（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第一条（定義）第一項に規定する古物をいふ。）に該当するトランプ類で、古物営業法第十七条又は第十八条（帳簿）の規定により帳簿に記載されているもの

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項若しくは第十六条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税務署長に到達するまでの間又は第五条第六項、第十六条第四項若しくは第三十八条第二項の規定によりトランプ類税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第二十八条 第十四条又は前条第二項若しくは第二項の規定により供する担保の種類は、次に掲げるるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務官等」といふ。)が確實と認められた法人の発行する債券を含む。

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官等が確実と認めた保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

(担保の交換等)

第二十九条 第十四条、第二十七条

第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、

当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、

担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、

前項の規定により提供された担保物が減失した場合又はこれらの保物が減失した場合又はこれらのが納税を担保するのに不充分となると認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができる。

3 前条の規定は、前二項の場合について準用する。

(担保の処分等)

第三十条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納稅義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつてトランプ類税に充て、若しくは金銭

以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつてトランプ類税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知してトランプ類税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徵収すべきトランプ類税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納稅義務者の他の財産について滞納処分を行ひ、また、保証人がその納付すべきトランプ類税を完納しないときは、まず納稅義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、保証人に対して滞納処分を行ふ。

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納稅者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

2 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により供された担保物について準用する。

3 利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、

当該トランプ類税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる計算とする。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徵收しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徵收すべき場合において、当該納稅義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その

までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に對し、当該納期日(トランプ類を保稅地域から引き取つた者)が第三十七条第一項第一号の規定に該當する場合において、そ

のトランプ類税を徵收するときは、その引き取つた日とし、同条第三項の規定によりトランプ類税を徵收する場合において、当該納期日が第十三条第一項に規定する納期限より遅いときは、当該納期限とする。の翌日から当該トランプ類税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、トランプ類税額にあわせて徵收する。

2 前項の場合において、納稅義務者がその未納に係るトランプ類税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額は同項の未納に係るトランプ類税額からその一部納付に係るトランプ類税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、

当該トランプ類税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる計算とする。

2 トランプ類の製造者又は販売業者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

3 第二項の規定により申告した場合において、当該職員の権限

の規定によりトランプ類税が徵收される場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類を所持する

る販売業者は、政令で定めるとこ

ろにより、当該トランプ類の包装に、既にトランプ類税を課されたものである旨の証印を受けること

ができる。

4 第二項の規定により申告した場合において、当該職員(以下「当該職員」という。)は、トランプ類税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすること

ができる。

5 第二項の規定により申告した場合において、当該職員の権限

の規定による指定納期日(第十四条の規定により徴収を猶予された場合は、その猶予された納期日)

納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。た

だし、国税徴収法第二十八条(公

売代金等の充当又は配分)の規定

の適用を妨げない。

(製造又は販売の開廃等の申告)

第三十二条 トランプ類の製造をし

ようとする者(第六条第一項に規定する受託者等にならうとする者

を含み、同項に規定する委託者等にならうとする者を除く。)又はト

ランプ類の販売業をしようとする者

は、その製造場又は営業場ごとに、政令で定めるところにより、

その旨を当該製造場又は営業場の所在地(販売業をしようとする者

は、所轄税関長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

第一項に規定する受託者等を含むが営業場を設けない場合には、そ

の住所地の所轄税務署長(当該製

造場が保稅地域に該當する場合に

は、所轄税關長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。

第一項に規定する委託者等を除む、同項に規定する委託者等を除む。以下次項において同じ。又は販売業者がその製造又は販売を停止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 トランプ類の製造者又は販売業者は、前項の規定により申告した

事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

3 第二項の規定により申告した場合において、当該職員の権限

の規定によりトランプ類税が徵收される場合において、当該トラン

プ類税に係るトランプ類を所持す

る販売業者は、政令で定めるとこ

ろにより、当該トランプ類の包装に、既にトランプ類税を課されたものである旨の証印を受けること

ができる。

4 第二項の規定により申告した場合において、当該職員の権限

の規定による指定納期日(第十四条の規定により徴収を猶予された場合は、その猶予された納期日)

納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。た

だし、国税徴収法第二十八条(公

売代金等の充当又は配分)の規定

の適用を妨げない。

(申告義務等の承継)

第三十四条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又

は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合には、相続人(包括受

遺者を含む。)は、被相続人(包括

遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それを承継する。

3 第二項の規定により申告した場合においては、当該職員の権限

の規定による指定納期日(第十四条の規定により徴収を猶予された場合は、その猶予された納期日)

納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。た

だし、国税徴収法第二十八条(公

売代金等の充当又は配分)の規定

の適用を妨げない。

(利子税額)

第三十一条 トランプ類税を徵収する場合において、納稅義務者が国

税徴収法第六条(納稅の告知)の規定による指定納期日(第十四条の規定により徴収を猶予された場合は、その猶予された納期日)

には、その猶予された納期日

納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。た

だし、国税徴収法第二十八条(公

売代金等の充当又は配分)の規定

の適用を妨げない。

九一〇

当数ありますので、今回、さらに、医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格を昭和三十四年十二月三十日までに与えることとし、これらの人々の将来に希望を持たせようとするのが、本法案提出の理由であります。

報告を求めます。建設委員会理事荻野
豊平君。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

説明を聴取した後、質疑、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。よつて、本案は委員長報
告の通り可決いたしました。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（瀬戸山三男君外七名

○山中貞則君 議案上程に関する緊急

○山中貞助君（議案上程に関する御意見）
の際、瀬戸山三男君外七名提出、宅地
建物取引業法の一部を改正する法律案
を議題となし、委員長の報告を求め、
その審議を進められんことを望みま
す。

○副議長（杉山元治郎君） 山中君の動
議に御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の

該当しないものであらうと書約する書面

3 宅地建物取引業者は、左の各号に掲げる場合においては、当該事務所につき、当該各号の場合に該当することを知つた時から二週間に以内に、第一項の規定による取引主任者の選任をしなければならぬ。

一 取引主任者が第一項名号の一に該当するに至つたとき。

二 既に三石在籍するに至つたとき(前項の事務所について、第一項の規定が適用されるに至つ

た場合を含む。)。

(試験) 一〇〇

第十一条の三 都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅

地建物取引員試験（以下「試験」という。）を行わなければならない。

2 試験は、宅地建物取引業に関する必要な知識について行う。

試験を受けようとする者は、条例の定めるところにより、五百円以下の手数料を支拂ひ、前項第2項の規定による

以下の受験手数料を都道府県に納めなければならない。

第二二条の見出しは「無登録事業」を「無登録事業等」に改め、同条に次の一項を加える。

第五条第一項の規定による登録を受けない者は、宅地建物取引業

を営む旨の標示をし、又は宅地建物取引業を営む目的をもつて、広

告をしてはならない。
第二章の次に次の「章を加える。

第一章の二、 （営業保証金の額及び供託）

第十二条の二 宅地建物取引業を営む者は、営業保証金を主たる事務

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

3 市町村立学校職員給与負担法
(昭和二十三年法律第百三十五号)
の一部を次のように改正する。

第二条中「給料その他の給与」の下に「及び産業教育手当」を加える。

(國家公務員災害補償法の一部改正)

4 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び薪炭手当」を改め、「薪炭手当及び産業教育手当」に改める。

(報告書は會議録追録に掲載)

本案施行に要する経費として、約二十万円の見込である。

(報告書は會議録追録に掲載)

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

4 旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士官学校、旧陸軍經理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機関学校又は旧海軍經理学校を卒業した者であつて、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第号)の施行の際現に一年以上小学校、中学校又は高等学校の教員の職にあるものは、この法

律の規定の適用については、第二

条第一項の表第六号上欄に掲げる者及び同表第七号上欄の高等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(報告書は會議録追録に掲載)

盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十二年五月十三日

參議院議長 松野 謙平

衆議院議長益谷秀次殿

給食に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、盲学校、聾学校及び養護学校における教育の特

殊性にかんがみ、これらの学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼

児及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与するため、学校給食の実施に關し必要な事項を定め、かつ、その普及充実を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「学校給食」とは、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

(設置者の任務)

第三条 盲学校、聾学校又は養護学校の設置者は、当該学校において学校給食が実施されるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第四条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければならない。

(経費の負担)

第五条 学校給食の実施に必要な施設及び設備を要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、盲学校、聾学校又は養護学校の設置者の負担とする。

前項に規定する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等(幼児又は未成年の生徒については学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。)の負担とする。

(小麦等の売渡)

第六条 国が、食糧管理特別会計の負担において買入れた小麦又はこれを原料として製造した小麦粉を、農林大臣が文部大臣と協議して定める売渡計画に従い、食糧管理制度(昭和十七年法律第四十号)の定めるところにより、学校給食用として売り渡す場合における売渡の予定価格は、食生活の改善のため必要があるときは、同法第四条、三第二項の規定にかかわらず、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第十条の規定により農林

大臣が定める価格によるものとする。

(小麦等の用途外使用の禁止)

第七条 前条に規定する小麦又は小麦粉を学校給食用として買入受けた者及びこれらの者のために当該小麦又は小麦粉を学校給食用として買入受けた者及びこれら者のために当該小麦又は小麦粉を保管する者は、當

該小麦又は小麦粉を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

(報告の微取)

第八条 文部大臣又は農林大臣は、第六条に規定する売渡計画の立案は、公立又は私立の盲学校、聾学校又は養護学校の設置者に対し、学校給食に關し必要な事項の報告を求めることができる。

(政令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則第七項中「又ハ夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十七号)第二条に規定する夜間学校給食に關する法律(昭和三十二年法律第二百五十七号)第二条に規定する学校給食」に改める。

この法律施行に要する経費総額 約二百万元

右の本院提出案をここに送付する。

律第百五十七号)第七条又ハ盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に關する法律(昭和三十一年法律第号)第六条に改める。

3 關稅定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「若しくは盲学校」を、「盲学校」に改め、「小学部若しくは中学部の」を削り、「児童若しくは生徒を」児童若しくは生徒に改める。

4 日本学校給食会法(昭和三十年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律(昭和三十一年法律五百五十七号)第二条に規定する夜間学校給食」を、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律(昭和三十二年法律第二百五十七号)第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び高等学校における学校給食に關する法律(昭和三十二年法律第二百五十七号)第二条に規定する学校給食」に改める。

(報告書は會議録追録に掲載)

この法律施行に要する経費

償に関する法律案

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

約の批准について承認を求めるの件
日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
、昨十五日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
南西諸島在住者等に關する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法
國際海上物品送法
学校教育法の一部を改正する法律
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律
國立及び公立の學校の事務職員の休職の特例に関する法律
國土調査法の一部を改正する法律
日本道路公團法の一部を改正する法律
モーターボート競走法の一部を改正する法律
國の庁舎等の使用調整等に關する特別措置法
國有財產特殊整理資金特別会計法
農業災害補償法の一部を改正する法律
農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律
輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律
、昨十五日參議院議長から、国会において議決した次の件を内閣に送付された旨の通知書を受領した。
國有財產法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
昨十五日參議院議長から、国会において承諾することを議決した次の

件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)
昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)
昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書
昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書
昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その1)
（承認する件）
津島壽一君が国立近代美術館評議員会評議員に就くことができる」と認決した旨内閣に通知した。
、昨十五日本院は衆議院議員佐藤觀次郎君、同竹尾弋君及び参議院議員大蔵正次郎君、同伊藤卯四郎君及び篠田弘作君、文教委員山下春江君、社会労働委員木下哲君、下川儀太郎君、農林水産委員福田昌子君、阿部五郎君の辞任を許可した。
内閣委員
高津正道君　　中村高一君
野原覺君　　外務委員
大蔵正次郎君　　伊藤卯四郎君
春日　　吉川
篠田弘作君　　久衛君
文教委員　　山花秀雄君
茜ヶ久保重光君　　淡谷悠藏君
木下哲君　　木原津與志君
下川儀太郎君　　有馬輝武君
農林水産委員　　森本靖君
阿部五郎君　　鈴木義男君

予算委員	岡本 隆一君	河野 密君
古屋 貞雄君	田中 利勝君	八木 昇君
決算委員	吉川 久衛君	
内閣委員		
木原津與志君	下川儀太郎君	多賀谷眞穂君
喜ヶ久保重光君		
外務委員		神近 市子君
田中 稔男君	太下 哲君	
大蔵委員	山下 春江君	
野原 覚君	八木 昇君	
社会労働委員	大西 正道君	篠田 弘作君
川島正次郎君	岡本 隆一君	古屋 貞雄君
農林水産委員	中村 高一君	太下 哲君
田中 利勝君	吉川 久衛君	
商工委員	吉川 久衛君	
福田 昌子君	佐々木良作君	
予算委員	阿部 五郎君	細田 綱吉君
決算委員	條田 弘作君	河野 高津
山花 秀雄君	春日 一季君	密君
医師国家試験予備試験及び歯科医師	伊藤卯四郎君	繁雄君
君外四十五名提出)	岡本 隆一君	井畑 鈴木
角膜移植に関する法律案(中山マサ		
次通りである。		
、昨十五日議員から提出した議案は		

国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（野澤清人君外八名提出）

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案（永山忠則君外八名提出）

一、昨十五日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案

恩給法第十一条第七項等の金融機關を定める法律案

公営住宅法の一部を改正する法律案

住宅公社法案

一、昨十五日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案（文教委員長提出、参法第一四号）（予）

文教委員会 付託

公営住宅法の一部を改正する法律案（田中一君外二名提出、参法第一二号）（予）

内閣委員会 付託

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（石田宥全君外四名提出、衆法第三五号）

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案（参議院提出、参法第一三五号）

大蔵委員会 付託

昭和三十二年五月十六日 衆議院会議録第四十二号 議長の報告

九三

一四号) 文教委員會付託
病理細菌検査技師法案(八田貞義君
外二十五名提出、衆法第四二号)

社会労働委員会 付託
宅地建物取引業法の一部を改正する

法律案（瀬戸山三男君外七名提出、
衆法第四二号） 建設委員会 村託

、昨十五日参議院に送付した条約は
又の通りである。

次の通りである。

承認を求めるの件
千九百五十三年十月一日にロンドン

で署名のため開放された国際砂糖協定と改正する議定書の受諾について

定を改訂する旨又は承認を求めるの件

特殊核物質の貿易に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し

て行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認

日本國の實業の發展と二國十一年の日本國

特殊核物質の貿易に關する日本国
政府とアメリカ合衆国政府を代表し

て行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文

の交換について承認を求めるの件

出案は次の通りである。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十五日參議院に送付した内閣規出案は次の通りである。

水道法案

生糸製造設備時措置法案
蚕糸業法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計並 一部を改正する法律案

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

地方交付税法の一部を改正する法律案
一、昨十五日予備審査のため次の本議員提出案を参議院に送付した。
補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律の一部を改正する法律案(石田省全君外四名提出)
南方同胞援護会法案(床次徳二君四名提出)
病理細菌検査技師法案(八田貞義外二十五名提出)
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(瀬戸山三男君外七名提出)
一、昨十五日参議院送付の次の同日に提出を可決した旨参議院に通知した。
建築士法の一部を改正する法律案
一、昨十五日参議院において、次を議決した旨の通知書を受領し、
一千九百四十六年十二月二日にワントンで署名された国際捕獲取締の認定書の批准について承認を約するの件
千九百二十四年八月二十五日ラッセルで署名された船荷証券するある規則の統一のための国日本国とイランとの間の文化協約の批准について承認を求める件
日本国とエジプトとの間の文化の批准について承認を求めるの件

一、昨十五日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

國立及び公立の學校の事務職員の休職の特例に関する法律案

輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十五日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

国際海上物品運送法案

学校教育法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

國土調査法の一部を改正する法律案

日本道路公團法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案

國有財産特殊整理資金特別会計法案

國有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業灾害補償法臨時特例法を廃止する法律案

農業灾害補償法第百七条第四項の其済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案

一、昨十五日參議院において、次の内閣提出案を承認した旨の通知書を受

昭和三十年度一般会計予備費使用総調書(その2)
昭和三十年度特別会計予算
昭和三十年度特別会計予算
総則第十条に基く使用総調書
昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その1)
（承諾を求める件）